

# 第 10 期室蘭市分別収集計画

(令和 5 年度～令和 9 年度)

令和 4 年 6 月

室蘭市 生活環境部 環境課

# も く じ

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	4
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	7

## 1. 計画策定の意義

本計画は、平成28年3月に策定した「室蘭市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量を図るとともに、容器包装廃棄物についても基本方針である5R（リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル）の推進を図るために、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な方策を明らかにするものであるとともに、限りある資源の有効活用を行なうべく容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて策定したものである。

本計画を公表し推進することにより、廃棄物の減量や資源の有効活用を進め、資源循環型社会の形成を図るものである。

## 2. 基本的方向

本計画の推進により、「室蘭市一般廃棄物処理基本計画」の基本目標及び基本理念である「5R」の実現を図る。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

[単位：トン]

項目	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	4,757	4,684	4,613	4,543	4,476

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割分担し、相互に協力・連携を図りながら一体となって取り組む。

### 市 民

---

#### 《発生抑制等》

- ・マイバッグを持参し、必要以上のレジ袋を増やさないよう努める。
- ・商品購入時に詰替え可能なものを選び、容器等のごみを減らすように努める。
- ・積極的にフリーマーケットやリサイクルショップ等を活用して、ごみの減量に努める。

#### 《資源の有効利用等》

- ・町内会や学校等で行なっている集団回収などに積極的に協力し、資源の有効利用に努める。
- ・商品購入時にリサイクル可能なものや再生品を積極的に選ぶよう努める。

### 事業者

---

#### 《発生抑制等》

- ・自ら（事業者）に「処理責任」があることを自覚し、法令等を理解し、ごみの減量計画などの作成に努める。
- ・製品の生産、流通過程において廃棄物の発生抑制に努める。
- ・事業所等においては、印刷用紙などの使用を工夫し、廃棄物の発生抑制に努める。

#### 《資源の有効利用等》

- ・店頭回収や自主回収が可能なものについては、積極的に実施し、適正な資源化に努める。
- ・再生資源などを原材料にした製品を積極的に製造・販売し、消費者に対して情報提供を行なうよう努める。

### 行 政

---

#### 《発生抑制等》

- ・広報紙、パンフレット、ホームページ及び出前講座の活用
- ・先進事例を積極的に取入れ、ごみ減量の情報発信。
- ・取り組みやすく、具体的な事例の情報発信。
- ・調査、アンケートに基づく、必要に応じた啓発、指導。

#### 《資源の有効活用等》

- ・町内会、学校等が行う資源回収への支援等の実施。
- ・資源化ルートの確保、整備。
- ・新たな資源化に関する調査、検討。

**7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

分別収集に要する機材等の確保並びに西いぶり広域連合が有する処理施設の状況等や市民の協力度を総合的に勘案し、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> </div> </div>	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

[単位：トン]

容器包装廃棄物の種類	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	64		61		59		57		55	
主としてアルミ製の容器	165		165		165		165		165	
無色のガラス製の容器	(合計) 149		(合計) 142		(合計) 135		(合計) 129		(合計) 123	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	149	0	142	0	135	0	129	0	123	0
茶色のガラス製の容器	(合計) 190		(合計) 191		(合計) 192		(合計) 193		(合計) 194	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	190	0	191	0	192	0	193	0	194	0
その他のガラス製の容器	(合計) 118		(合計) 120		(合計) 122		(合計) 124		(合計) 126	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	118	0	120	0	122	0	124	0	126	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	26		26		26		26		26	
主として段ボール製の容器	1,157		1,171		1,185		1,199		1,213	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 152									
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	0	152	0	152	0	152	0	152	0	152
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 277									
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	277	0	277	0	277	0	277	0	277	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0									
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(うち白トレイ)	(合計) 0									
	(引渡 量)	(独自 処理 量)								
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2,298		2,305		2,313		2,322		2,331	

**9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

令和3年度収集実績をもとに、目標年次である令和9年度までの分別基準適合物等の変動率を次のとおり設定し、見込み量を算定。

容器包装廃棄物の種類	令和3年度 収集実績（単位：トン）	変動率
主としてスチール製の容器	70	4.0%減
主としてアルミ製の容器	165	増減なし
無色のガラス製の容器	164	4.7%減
茶色のガラス製の容器	188	0.5%増
その他のガラス製の容器	114	1.4%増
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	26	増減なし
主として段ボール製の容器	1,130	1.2%増
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	149	増減なし (過去の実績平均)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	283	増減なし (過去の実績平均)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	167	事業廃止

人口推計（単位：人）

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
76,268	74,895	73,547	72,223	70,923

※ 平成30年度～令和3年度の平均増減率を用いて算出。

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

空き缶、ガラスびんは平成9年10月から、ペットボトルは平成11年7月から資源ステーションで、紙パックは平成3年7月からごみステーションで分別収集を実施している。また、段ボール及び紙製容器包装については、平成19年4月からストックヤードへの自己搬入の受け入れを行っている。

なお、紙パック、段ボール及び紙製容器包装は、住民団体による集団回収が進められていることから、その継続及び拡大を図る。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	空き缶	市による定期収集	広域連合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	市による定期収集	広域連合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集	市
			住民団体による集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール	住民による自己搬入	市
			住民団体による集団回収	民間業者
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装	住民による自己搬入	市
			住民団体による集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	広域連合

## 1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空き缶・ガラスびん・ペットボトルは、平成16年度から西いぶり広域連合のリサイクルプラザで選別・圧縮・保管を行っている。

また、段ボール及び紙製容器包装は、平成19年度からストックヤードで直接受入れを行っており、広報の拡大に努める。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール製容器	空き缶	プラスチック製コンテナ	普通貨物車	リサイクルプラザ 処理方法：機械選別 圧縮成型 処理能力：3.5 t / 日
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	プラスチック製コンテナ	普通貨物車	リサイクルプラザ 処理方法：手選別 処理能力：5.5 t / 日
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	紐かけ	普通貨物車	ストックヤード（保管）
	段ボール	段ボール	紐かけ	自己搬入	ストックヤード（保管）
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		住民団体による集団回収での取り組みを推進	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	網袋	普通貨物車	リサイクルプラザ 処理方法：手選別 圧縮梱包 処理能力：3.4 t / 日

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民・事業者・行政からなる組織「室蘭市リサイクル協働市民協議会」を活用した取り組みを推進する。さらに、当協議会においてごみの減量・リサイクル等についての提言を求め、取り組みに反映させることで、本計画をより実効あるものとし、資源循環型社会の形成の促進を図る。